

平成 3 1 年度青森県銃砲刀剣類登録審査会について

1 青森県銃砲刀剣類登録審査会開催予定一覧

	期 日	会 場	受付時間	住 所	電話番号
第 1 回	令和元年 5月28日(火)	県庁南棟5階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島1 丁目1-1	017-734-9920
第 2 回	令和元年 8月27日(火)	県庁南棟5階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島1 丁目1-1	017-734-9920
第 3 回	令和元年 11月26日(火)	県庁南棟5階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島1 丁目1-1	017-734-9920
第 4 回	令和2年 2月25日(火)	県庁南棟5階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島 1丁目1-1	017-734-9920

2 手数料

登録申請手数料 1件当たり 6,300円

登録証再交付手数料 1件当たり 3,500円

(注) ※ 審査の結果、登録にならない場合も手数料は徴収します。

※ 手数料は青森県収入証紙で納めてもらうので、あらかじめ用意してください。(収入印紙では納入できないので注意してください。)

県証紙は県庁生協(本庁北棟店)でも販売しています。

3 審査の対象

- (1) 未登録の古式銃及び刀剣類(たち、刀、わきざし、短刀、剣、やり、なぎなた)
- (2) 登録済の刀剣類で、その一部に次のような変更が行われたもの
 - ア 在銘であったものを無銘としたもの
 - イ 無銘のものに銘をいれたもの
 - ウ 銘を改ざんしたもの
 - エ 寸法を切りつめたもの
 - オ 彫物を加えたもの
 - カ 目くぎ穴の数を増減したもの
- (3) 登録証の再交付を希望するもの

4 銃砲刀剣類新規発見から青森県銃砲刀剣登録審査会の通知まで

次の（１）～（３）の手順により、銃砲刀剣類の登録希望者及び登録証再交付希望者に対して、青森県銃砲刀剣類登録審査会（以下「登録審査会」という。）の通知を行います。

（１）発見届出書の提出

銃砲刀剣類を発見した際は、住所地の警察署へ発見の届けを行ってください。
（発見届出書は警察署にて、発見の状況等を審査し、警察署が作成します。）

（２）銃砲刀剣類の登録希望者の通知

青森県警察本部（保安課）は、銃砲刀剣類の発見届出書を作成した者について銃砲刀剣類の登録希望者（以下「登録希望者」という。）として、青森県教育委員会に通知します。

（３）青森県銃砲刀剣類登録審査会開催の通知

青森県教育委員会は、登録希望者及び登録証再交付希望者に対し、登録審査会の開催を通知します。

5 新規登録及び登録証再交付の審査手続

（１）新規登録

ア 発見届出書により登録希望者とされた者は、登録審査会の登録審査を受けなければいけません。

イ やむを得ない事情により登録希望者が持参できないと認められる場合は、その家族又は使用人で責任のある者が代わって持参しても差し支えありません。

但し、上記以外の者が持参する場合は、登録のために持参することを委任した旨を証する書類を県教育委員会に提出してください。

ウ 登録審査会当日に持参するもの

- ① 発見届出書を作成した銃砲刀剣類及び印鑑
- ② 刀剣類発見届出済証（警察署発行のもの）
- ③ 委任状（必要な場合のみ）
- ④ 登録申請書（事前に必要事項を記入したもの）

（２）登録証の再交付

ア 登録審査会当日に持参するもの

- ① 再交付を受けようとする銃砲刀剣類及び印鑑
（※汚損により再交付する場合は所有している登録証）
- ② 委任状（必要な場合のみ）
- ③ 登録証再交付申請書（事前に必要事項を記入したもの）

お問い合わせ

青森県教育庁文化財保護課文化財グループ

〒030-8540 青森市長島1丁目1-1

TEL：017-734-9920 FAX：017-734-8280